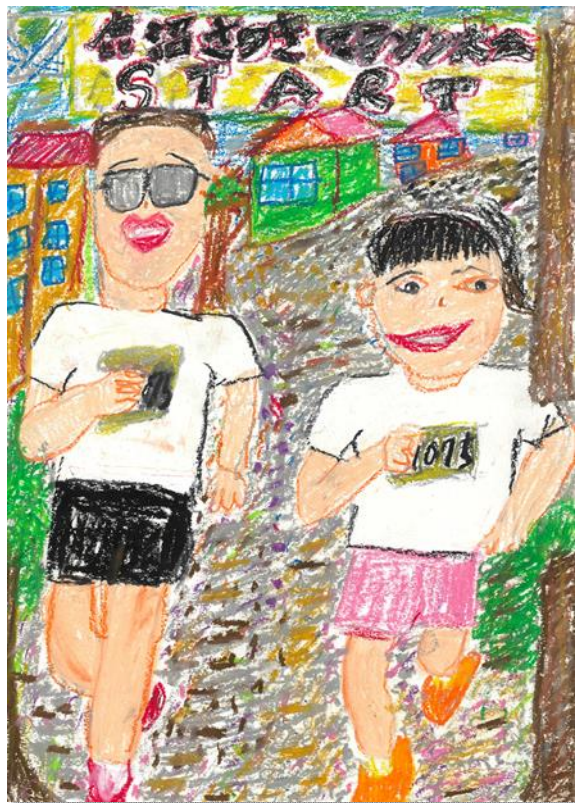


IV. 資料編



小学4年生作品「お父さんとさつきマラソン」

1. 鹿沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 30 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、鹿沼市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)子どもの保護者

(2)子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者

(3)関係団体から推薦を受けた者

(4)関係行政機関の職員

(5)学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年2月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2. 鹿沼市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分	委 員	団体名等
学識経験を有する者	星 順子	宇都宮共和大学子ども生活学部 准教授
子どもの保護者	小又 美里	鹿沼地区幼稚園 PTA 連合会 会長
	小島 里枝子	鹿沼市 PTA 連絡協議会 監事
子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者	小野口 正子	鹿沼市民間保育園連盟 会長（まなぶ保育園園長）
	橋本 慎平	鹿沼地区幼稚園連合会 会長（みどり幼稚園園長）
	湯澤 光江	放課後児童健全育成事業者 代表（大好きみなみクラブ放課後児童支援員）
	金子 晃子	小規模保育事業者 代表（すみれ保育園園長）
	永田 由美子	鹿沼ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	植木 良充	事業所内保育事業者・事業者 代表（鹿沼病院事務長）
	羽布津 章義	労働者 代表（連合栃木なんたい地域協議会事務局長）
関係団体から推薦を受けた者	細川 朋子	上都賀都市南部地区医師会 代表
	田島 雅哉	鹿沼歯科医師会 代表
	青木 美智子	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	清水 玲奈	鹿沼市 20 祭実行委員会 代表
	仲田 知史	鹿沼市議会議員
	早川 勝弘	
	青山 佐知子	鹿沼市小中学校長会 代表（鹿沼市立菊沢西小学校校長）
関係行政機関の職員	藤井 一夫	栃木県中央児童相談所 所長

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

3. 鹿沼市こども計画策定までの経過

日 付	会議名等
令和5年 12月21日	令和5年度 第1回庁内検討会議
12月27日	令和5年度 第1回検討ワーキンググループ会議
令和6年 2月6日	令和5年度 第1回鹿沼市子ども・子育て会議
2月～3月	子育てニーズ調査、こどもの生活実態調査、こども若者調査実施
8月21日	令和6年度 第1回検討ワーキンググループ会議
9月26日	令和6年度 第2回検討ワーキンググループ会議
10月1日	令和6年度 第1回庁内検討会議
10月22日	令和6年度 第1回鹿沼市子ども・子育て会議
10月27日	婚活に関する調査実施
11月中旬～下旬	若者アンケート実施
令和7年 1月29日	令和6年度 第3回検討ワーキンググループ会議
2月6日	令和6年度 第2回鹿沼市子ども・子育て会議
2月21日 ～3月14日	パブリックコメント実施
3月18日	令和6年度 第3回鹿沼市子ども・子育て会議

4. 用語解説

ーあ行ー

■イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考慮し、彼らのキャリアや育児、介護、地域活動などを支援しながら、組織の業績を上げつつ、自身も仕事と私生活を楽しむことができる上司（女性も含む）

■イクボスカめま宣言

「かめま男女共同参画プラン」の中の「互いに支え合い働きやすい環境づくり支援」として、働き方改革の推進や育児、介護、地域活動などに参画できる職場環境づくりを推進する。

■いちごっこ

鹿沼市のこどもたちのこと。

■エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

イギリスの精神科医によって作られた、産婦を対象にした 10 項目の質問票。その点数により産後うつ病のスクリーニングに用いられると同時に、産婦支援のためのコミュニケーションツールとしても用いられる。

■SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標。「誰一人取り残さない」として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、2015 年の国連サミットで採択された国際社会共通の目的のこと。社会、経済、環境の 3 側面から捉えられる 17 のゴールと、169 のターゲットから構成されている。

■オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動（出典：認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークの HP）

ーか行ー

■加速化プラン

少子化対策が待ったなしの状況であることを踏まえ、2024 年度からの 3 年間で集中的に実施する施策

■家庭の日

家族みんなで過ごす機会をできるだけ多くもつことで、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするための日であって、県が定めているもの（毎月第3日曜日）

■鹿沼かえる組

市内に在住・在学する高校生の郷土愛醸成と、新たに地域・市民活動を担う人材の育成を目的とした実践型の講座。「自分をかえる」「地域をかえる」をモットーに、地域の魅力を知り、知った魅力をさらに輝かせていく活動を行っている。

■鹿沼市仲人会

結婚対策事業の一環として設置した鹿沼市公認の団体。結婚希望者の登録制や婚活イベントを通じて、結婚難を解消し定住人口の増加と少子化対策に寄与することを目的としている。

■鹿沼市立小中学校再編計画

本市小中学校で学ぶ児童生徒の誰もが、本市の教育理念のもと、効果的な教育内容を享受できるよう、学校再編を推進し、学校規模による教育環境の不均衡を是正していくことを目的に策定。令和6～15年度の計画期間で、小学校24校、中学校10校の計34校から小学校13校、中学校6校、義務教育学校1校の計20校とする方針

■k a v y（かぬまボランティアユース）

国の委託事業「地域教育力再生プラン」の一つ、「地域ボランティア活動推進事業」の一環として平成18年度より活動を開始。中学生から社会人までの幅広い年齢層で構成され、団体名は「かぬまボランティアユース」の頭の文字を繋げたもの

■寡婦

配偶者と死別又は離別し、現に婚姻をしていない女子等であって、かつて民法の規定により児童を扶養していたことのあるもの

■鹿沼市シンボルキャラクターベリーちゃん

鹿沼市シンボルキャラクターベリーちゃんは、市制50周年を記念して生まれた鹿沼市のシンボルキャラクター。鹿沼市の「豊かな緑」や「清流」を表した手足に、「いちご」がモチーフの体、市の花である「さつき」の帽子をかぶったちょっぴり恥ずかしがりやのおんなの子。優しい笑顔をふりまきながら鹿沼市のために頑張っている。

■Q-Uテスト

学校生活における生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定する検査

■教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

■公正証書

私人（個人または会社その他の法人）からの囑託により、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書

■広報かぬま

市政情報や施策・計画等を掲載した広報紙。月1回（毎月25日）発行

■合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを産むかを示す指標。2.1前後であれば人口維持、それより少ないと減少するとされている。

■国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的な事項を調査し、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料を得ることを目的に実施している調査。昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を、その間の各年には簡易な調査を実施している。

■子育て応援ブック

子育てをされている方やこれから子育てをされる方に向けて、妊娠中、赤ちゃんが生まれた時、幼稚園・保育園・認定こども園への就園前、就園後と各段階における子育て等に関する情報を掲載した情報誌

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

■こども食堂

こどもの孤食対策やこどもが安心できる地域の居場所づくり、保護者への子育て支援などを目的に、地域のボランティアがこどもに対して、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う場所

■こども大綱

こども政策を総合的に推進するための大綱。こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本的な取組を実行していくための方針を定めている。

■こどもまんなか社会

子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標。全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現が目的

■こども未来戦略

将来の社会を担う子どもたちの教育や福祉、育成環境の整備を目指した政策方針。子どもたちが健やかに成長し、持続可能な社会を築くための具体的な施策やプランが盛り込まれている。

ーさ行ー

■施設型給付

教育・保育施設を対象とした財政支援

■児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人など）が監護する18歳未満の児童に対して行われる暴力や暴言などの行為。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。

■児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭などにおける生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当。18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している方に支給される。

■児童扶養手当

離婚によるひとり親世帯など、父または母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。18歳に達する日以降の最初の3月31日（障がいがある場合は19歳）までの児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方（祖父母など）に支給される。

■就学援助

義務教育の円滑な実施に資することを目的に、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる援助。費目例として、学用品費や給食費などが挙げられる。

■職業安定所（ハローワーク）

求職者や求人事業主に対してさまざまなサービスが無償で提供する厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関。職業紹介、雇用保険、雇用対策などの国の制度を組み合わせ、雇用支援を実施している。

■千手山公園

市街地の隅に位置する高台を利用した公園。園内には観覧車をはじめ、おとぎ電車などの遊具があり、こどもにも人気

■相対的貧困

その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態のこと。

■相対的貧困率

相対的貧困の状態にある者の割合。厚生労働省が実施している国民生活基礎調査においては、一定基準を下回る所得水準の者の割合をいう。

ーた行ー

■地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした財政支援

■地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。

■特定妊婦

出産後の養育について妊娠中から継続的な支援および関係機関との連携が特に必要と認められる妊婦

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic violence の略語。配偶者や恋人など婚姻の有無を問わず親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を指す。形態として、身体的な暴力や精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力などが挙げられる。

ーな行ー

■20 祭実行委員会

「鹿沼市 20 祭」を実施するために、毎年 20 歳の人を中心に、1 年後輩の 19 歳の人、また、過去に 20 祭に携わった OB・OG の方で構成された団体。案内状の作成から、祭典の企画、会場装飾、当日の運営まで実施している。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備することを目的として、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間帯等で柔軟に利用できる制度

■認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を合わせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する県から認可を受けた施設

ーは行ー

■ファミリー・サポート・センター

安心して子育てができる環境づくりを応援することを目的とし、「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）と、「子育ての手助けができる方」（協力会員）からなる会員制の相互援助活動を行う。センターでは、依頼会員の求めに応じて条件に合った支援ができる会員を紹介し、育児をサポートする。

■放課後児童支援員

放課後児童クラブの職員であって、県知事が行う研修を修了したもの等のこと。

■保留児童

保育所に入所を希望し、要件に該当しているが、特定に園を希望する等の理由から入所できていない子どものこと。

ーや行ー

■ヤングアダルト

「若い大人」や「大人になりつつある人」として、13～19歳の世代を示す言葉

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考えのこと。

■要支援妊婦

出産後の養育について妊娠中から継続的な支援を行うことが必要と認められる妊婦

■要保護・準要保護

要保護とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の状態であり、保護を必要とする状態のこと。準要保護とは、教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の状態のこと。

ーら行ー

■レスパイト

在宅で医療的ケア児等を介護をしている家族が利用できるサービスのこと。例：短期入所、日中一時支援

■労働力率

労働力人口＝「労働者」＋「完全失業者」。労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口」×100

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立されるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

5. 食育かるた

日常生活と遊びの中で、楽しみながら食への興味・関心を深めるため「食育かるた」を制作しました。読み札は、にら・いちご・こんにゃく・しもつかれ等、市の特産物や郷土料理に関するもの、マナー、食品ロス、感謝の気持ちの醸成、健康、栄養など食に関する様々な内容になっており、全ての絵札には市のシンボルキャラクター「ベリーちゃん」が登場しています。



あ さへん しっかりたべれば げんきもちり かぬまっ	い たきます かんしゃのきもちを わすれずに	う まいにく さつきボークと かぬまわぎゅう	え いようまんてん おきゅうしよく かんしゃのきもちで いただきます	お しょうがつ ほうせきみたい おせりよりり
か ぬまのいちこは あまくておいしく ほったおちそう	き らいでも わらって たべると すきになる	く ちいっぱい きせつのめぐみ いただきます	け んこうは きそくたしい しょくじから	こ れなあに？ たべとおぼえる やさたち
さ かなを たべると からだも あたまも げんきになるよ	し ちつかれ えいよう まんてん たべてみよう	す っぱいな うめぼしパワーで げんきいっぱい	せ んが たべられたよ いっしょにつくる こはんておいしいね	そ うだ！ かぬまのニラで ぎょうざをつくらう
た べのこし すてればみんな こみになる	ち さんちしよう そだてて たべよう かぬまさんのやさし	つ くろうよ モリモリたべて げんきなからだ	て をあわせ かんしゃのきもちで いただきます	と うふみぞ しょうゆになうとう だいずパワー
な らんたよ みんなの えがおと おいしいこはん	に っこに おいしさつたわる そのえがお	ぬ るぬる ぶるぶる おいしいこんにやく	ね ばねば なつとう えいよう まんてん	の こさず たべよう げんきひやくばい かぬまっ
は やね はやおき あさこはん	ひ とつぶも のこさず たべると おいしいおめ	ふ ゆやさいを たべればからだが ほつかほか	へ らそうよ そのたべのこしと すきらい	ほ んとうに うちのへんは さいこうだ
ま ずはひとくち にがてなものも たべてみよう	み んなで たべると おいしいね こころも おなかも だいまんぞく	む だなく たべよう かぬまのやさしは えいよう まんてん	め をとじて おくらにひろがる ありがとう	も ーもーうしさん おいしいぎゅうにゅう ありがとう
や さいとくたもの たいようとう つくるひとのパワー つまうてる		ゆ ずみかんレモン すっぱいものには ビタミンCいっぱい		よ くかんで からだも あたまも けんこうに
ら ーめんに やさしもいれたら おいしいよ	り ようりのてつだい たのしいな にがてなものも たべられそう	る ーるを きめよう テレビを けて たのしいしよくたく	れ いわのこ もりもり たべて おあきくなあれ	ろ すへらそうノ もったいないよ すてないで
わ あかすてき いっしょにおりよりり たのしいね				

鹿沼市こども計画

令和7年3月

発 行 鹿沼市
編 集 鹿沼市 こども未来部
子育て支援課
住 所 〒322-8601
栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
T E L 0289-63-2160
F A X 0289-63-2119





鹿沼
Kanuma City



デジタル版はこちら（鹿沼市ホームページ）